

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)	
地域名 (地域内農業集落名)	小路頃 (小路頃)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>○区域内における規模縮小などの意向のある農地面積が0.3haある。また、70歳以上の農地面積が1.4haあり、うち後継者不在の農地が0.8haとなっている。新たな農地の担い手を確保するとともに、現状の農家数で維持管理を継続していく。</p> <p>○農道及び水路については、多面的機能支払交付金を活用しながら維持管理をしていく。</p> <p>○遊休農地を増加させないため耕作者の情報や意向を早めに収集し、地域内の農家で維持をしていく。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>当地区は、水稻の作付けが中心であり、今後も継続する方針。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、地権者の意向を確認しながら地域内で農地の集積、集団化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
水路や農道の補修・維持管理は多面的機能支払交付金を活用し進めていく。 ほ場整備の実施について検討を始める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農組織の設立や農機具の共同利用を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策
鳥獣防護柵等の点検、補修を多面的機能支払交付金を活用しながら行う。
- ⑧農業用施設
水路・農道の維持を多面的機能支払交付金を活用しながら維持管理を行う。